

I 日吉津村デイサービスセンターの指定管理者の募集にあたって

日吉津村デイサービスセンターは、平成11年11月に日常生活を営むことに支障がある高齢者等に対し、入浴、食事の提供、機能訓練その他のサービスを提供することを目的として、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項の規定に基づき、同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターとして設置された施設です。

村では、日吉津村デイサービスセンターの管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定及び日吉津村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第8号）の規定により、日吉津村デイサービスセンターの管理運営に関する業務を行う指定管理者の候補を募集します。

※ 指定管理者制度とは…

平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理については、従来の村が出資する法人や公共的団体だけでなく、民間事業者なども含めた中で、その管理運営を行う者を選定し、委任することが可能となりました。

この公の施設の管理運営に関する制度を「指定管理者制度」といいます。指定管理者制度では、公の施設の管理について、それぞれの施設の設置目的や活用方針に沿って最も適切な管理が行える者に委ねることが可能となりますので、施設利用者サービスの向上や業務の効率化、経費の節減等が期待されます。

II 日吉津村デイサービスセンターの概要

1. 施設の概要

名称	日吉津村デイサービスセンター
所在地	日吉津村大字日吉津 973 番地 9
開館年度	平成11年11月
規模	延床面積 521.09㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上1階
主な施設	機能訓練室兼食堂、介護者教育室、休養室、休養室（和室） 厨房、一般浴室、特殊浴室、脱衣室、トイレ、機械室、物品庫 （詳細は、別添「施設、付属備品等一覧」「配置図・平面図」 を参照してください。）
設置条例等の名称	日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例 （以下「デイサービスセンター条例」という。）
施設の設置目的	日常生活を営むことに支障がある高齢者等に対し、入浴、食事の提供、機能訓練その他のサービスを提供することを目的とする。

休業日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで(前号に掲げる日を除く。) ただし、指定管理者は、施設の維持管理等のため、村長の承認を得て開所日を休業日とすることができます。 また、指定管理者は、デイサービスセンター条例に基づき村長の承認を得て休業日を開所日とすることもできます。
利用時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ただし、指定管理者は、デイサービスセンター条例に基づくところにより開所時間を変更することもできます。
利用定員	最大 35 名 定員は変更することができますが、概ね 25 名(20 名以上 35 名以内)とします。

2. 施設の管理運営方針

日吉津村デイサービスセンターが高齢者の福祉の増進に寄与するための施設であることを認識し、次の事項に留意して、質の高いサービスの提供に努めるとともに、村民が安心して利用できるよう管理運営を行うこと。

(1) 施設等の維持管理について

ア 指定管理者が行う業務及び管理の実施基準を基に、施設等の機能と特性を十分に把握し、より質の高い水準を保つように努めること。

イ 安全かつ清潔な管理に努めること。

ウ 適正な管理と保守点検を行うこと。

(2) 施設の運営について

ア 公の施設であることを念頭に置いた施設運営に努め、利用者に対して平等に接すること。

イ 利用者の安全対策に万全を期すこと。このため、危機管理体制を確立するとともに、村や関係機関との連携体制を整備すること。

ウ 積極的に利用者の意見を聴き、施設運営に反映するよう努めること。

3. 過去の施設利用者数・利用料金収入の実績

(1) デイサービス(要介護・要支援・総合事業)

	利用者数(延べ)	利用料収入(円)※
令和5年度	5, 536人	45, 045, 394円
令和6年度	5, 031人	41, 642, 003円

※利用料収入は利用者負担額+介護報酬額

III 指定管理者の募集及び指定管理者候補団体の選定の概要

1. 指定期間

令和7年10月1日から令和13年3月31日

2. 指定管理者の業務

(1) 日吉津村デイサービスセンターの管理運営に関する業務

- ア 介護保険法に規定する通所介護等に関する業務
- イ 日吉津村デイサービスセンターの施設及び付帯施設の使用許可及び使用許可変更（取消を含む）事務
- ウ その他、施設の使用に関し村長が指定する事務

(2) 施設及び設備の保全

- ア 施設備え付けの備品類の管理業務
- イ 施設、敷地内の全般の管理業務
- ウ 防火管理業務に関すること
- エ 消防用設備等保守点検
- オ 浄化槽設備保守点検
- カ その他、施設の維持管理上必要とする業務

(3) 施設等の清掃、整頓その他環境整備に関すること

- ア 屋内清掃
- イ 屋外清掃
- ウ 駐車場、進入路等の清掃
- エ 草刈り、樹木の剪定
- オ その他、必要な業務

(4) 指定管理者は、上記の業務を自ら行うものとする。ただし、次に掲げる業務について村長の承諾を得たときは、他の者に業務を委託することができる。

- ア 施設警備
- イ 消防用設備等保守点検
- ウ 浄化槽設備保守点検
- エ 定期清掃
- オ その他、村長が特に認めた業務

(5) 管理料及び指定管理者の業務にかかる経費

管理料は無償とする。

日吉津村デイサービスセンターに関わるすべての経費は、利用料金及びその他の収入をもって充てるものとする。

3. 指定管理者の指定の基準

- (1) 事業計画書の内容が日吉津村デイサービスセンターの管理に関する業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること
- (2) 事業計画書に沿った日吉津村デイサービスセンターの管理に関する業務の適正かつ確実な実施に必要な能力を有する者であること

4. 指定管理者候補団体の選定

(1) 指定管理者候補団体の選定

指定管理者として指定する団体（以下「指定管理者候補団体」という。）は、「日吉津村公の施設における指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において「指定管理者の指定の基準」に最も適合していると認められる団体を選定し、村長へ答申します。村長は答申を受け、指定管理者候補者団体を選定します。

(2) 次点指定管理者候補団体の選定

村長は、上記にて選定された指定管理者候補団体の次に「指定管理者の指定の基準」に適合していると認められる団体を次点指定管理者候補団体として選定します。

次点指定管理者候補団体は、指定管理者候補団体が村議会の議決を経るまでの間に、新たに判明した事実により施設の管理を行うことが不適当と認められた場合等を想定し選定するものです。

IV 申請の資格及び概要

1. 資格要件（申請できるもの）

(1) 申請できるもの

福祉・介護に係る事業の運営実績を有する法人

※個人による申請はできません。

(2) 申請の資格（日吉津村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第3条）

次のいずれかに該当する団体は、申請を行うことができません。これらの団体が行った申請は失格となります。

ア 当該団体の責めに帰すべき事由により、村又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取消しを受けてから2年を経過しない団体

イ 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体

① 公の施設の管理を行うために必要な契約を締結する能力を有しない者

② 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、村における一般競争入札等の参加を制限さ

れている団体

- エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立ての手続をしている団体
- オ 当該団体又はその代表者が、国税又は地方税を滞納している団体
- カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。))第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)と密接なつながりがあると認められるもの
- キ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれに準ずべき者、支配人又は精算人(以下「役員等」という。))が、暴力団員等(暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。))、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)であると認められるもの
- ク その他、村長が指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定することが適当でないと認める団体

2. 失格要件

選定委員会の開催の事前に、福祉保健課において書類審査を行い、次の事項に該当する場合については失格とします。

- ア 「資格要件(申請できるもの)」に該当していないもの
- イ 「申請の資格」を満たしていないもの
- ウ 指定管理者の指定の申請にあたり、村へ提出した書類あるいはその内容に明らかな虚偽が認められたもの

3. 重複申請の禁止

1 法人 1 申請とし、複数の申請はできません。

4. 申請に係る経費

申請に係る経費については、すべて申請者の負担とします。

また、申請書類等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は申請者の負担とします。

5. 申請の辞退

申請後から指定管理者の指定の議決を経るまでの間に、指定管理者の指定の申請について辞退する場合は、書面(様式は任意)により届け出てください。

6. 重要事項の変更

申請書類等を提出した後の法人格の変更はできないこととします。

申請しようとする法人が、申請後に法人格等の変更を予定している場合は、必ず、申請前に福祉保健課に相談してください。

なお、法人における代表者の変更等、申請書の提出後に生じたやむを得ない変更があった場合は、別に届け出てください。

7. その他申請に関する留意事項

(1) 関係者との接触の禁止

本要項記載内容についての問い合わせは、巻末の問い合わせ先をお願いいたします。また、募集に関する質問や説明会等への出席などを除き、選定委員会委員及び本件業務に従事する村職員と、本件申請に関連して接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(2) 申請内容の変更の禁止

提出された書類は、軽微な修正を除き、内容の変更をすることはできません。

(3) 追加資料の提出

村が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 提出書類等の取扱い提出書類等は、返却いたしません。

また、村は提出された書類について、特に申請団体の承諾を得ず、無償で公表、使用することができることとします。

ただし、指定管理者候補団体又は指定管理者の事業計画書や収支予算書を村ホームページで公表することとなった場合、村は指定管理者候補団体又は指定管理者に対し、事業計画書や収支予算書の電子データの提供を求めることができることとします。

V 募集のスケジュール及び手続の概要

1. 全体スケジュール

No.	内容	期日
1	募集要項等の配布	令和7年6月2日（月） ～令和7年7月1日（火）
2	現地見学会	令和7年6月10日（火）
3	募集に関する質問の受付	令和7年6月2日（月） ～令和7年6月16日（月）
4	募集に関する質問の回答	令和7年6月23日（月）
5	指定管理者の指定の申請の受付	令和7年6月24日（火） ～令和7年7月1日（火）
6	申請団体による提案説明会	令和7年7月上旬

7	選定委員会の開催	令和7年7月上旬
8	選定委員会結果の通知（発送日）	令和7年7月
9	指定管理者の指定の議決	令和7年7月（予定）
10	指定管理者の指定	令和7年7月（予定）
11	協定書の締結	令和7年7月～9月

2. 指定管理者募集要項等の配布

日吉津村デイサービスセンター指定管理者募集要項等の資料については、次のとおり配布します。

配布期間	令和7年6月2日（月）～令和7年7月1日（火）
配布場所	西伯郡日吉津村大字日吉津 872 番地 15 日吉津村役場 福祉保健課
ホームページ 掲載	上記の配布期間中、日吉津村デイサービスセンター指定管理者募集要項等の資料については、村ホームページに掲載します。

3. 現地説明会の開催

日吉津村デイサービスセンターの指定管理者の募集に係る現地見学会を、次のとおり開催します。

開催日時	令和7年6月10日（火）
開催場所	日吉津村大字日吉津 973 番地 9 日吉津村デイサービスセンター
内容	日吉津村デイサービスセンターの見学
参加申込	参加を希望する団体は、令和7年6月9日（月）正午までに電話で申し込んでください。 申込先：日吉津村福祉保健課 電話 0859 - 27 - 5952
留意事項	1 参加人数は、1 団体につき 2 名までとします。 2 参加者多数の場合には、日時を変更する場合があります。

4. 募集に関する質問の受付

募集に関する質問については、次のとおり受け付けます。

受付期間	令和7年6月2日（月）～令和7年6月16日（月） 午後5時15分
提出先	日吉津村福祉保健課 メールアドレス fukushihoken@vill.hiezu.lg.jp
提出方法	メール ※不着等の防止を図るため、質問を提出した後、提出先へ電話連絡をお願いします。

書式	1 A4縦、横書きとし、書式は自由とします。 2 質問内容は簡潔明瞭に記載するとともに、その質問が生ずる書類等の名称、ページ等を記載してください。
留意事項	1 メールアドレスに間違いがないようご注意ください。 2 電話や来訪などによる口頭での質問及び当該期間以外の期間における質問は、一切、受付をいたしません。

5. 募集に関する質問の回答

募集に関する回答は、次のとおり行います。

回答日	令和7年6月23日（月）正午
回答方法	村ホームページにて、全ての質問と回答をまとめて掲載します。

6. 指定管理者の指定の申請の受付

指定管理者の指定の申請については、次のとおり受け付けます。

受付期間	令和7年6月24日（火）～令和7年7月1日（火） ※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。
受付時間	午後8時30分～正午まで、午後1時から午後5時15分まで
提出場所	西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15 日吉津村役場 福祉保健課
提出方法	提出書類を直接、提出場所へご持参ください。
留意事項	1 提出後において、提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微な修正を除く。） 2 本村が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

7. 申請団体による提案説明会の開催

指定管理者の選定にあたり、申請団体が提出した事業計画書等の内容についての提案説明会を、次のとおり開催します。

開催日	令和7年7月上旬予定
開催場所	西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15 日吉津村役場内
留意事項	1 提案説明会は、非公開で行います。ただし、申請団体の関係者（共同企業体の関係者や委託を予定している第三者を含む）は、他の申請団体の提案説明を傍聴することはできません。 2 提案説明会は、提出された事業計画等の内容について、申請団体が説明をし、選定委員会が確認及び質疑を行う場とします。提出された事業計画等の内容に記載されていない提案については、選定における審査対象とは致しません。 3 開催日時と開催場所は決定後、ホームページにて公表し、申請団体に通知します。

8. 選定委員会の開催

開催日	令和7年7月上旬予定
開催場所	西伯郡日吉津村大字日吉津 872 番地 15 日吉津村役場内
留意事項	選定委員会は、非公開で行います。

9. 選定委員会結果の通知

選定委員会結果については、令和7年7月中旬（予定）に申請団体へ書面にて発送し、お知らせします。（村ホームページにも掲載します。）

また、選定委員会からの答申を受け、村長が指定管理者候補団体を選定した際には、選定結果を上記と同様に速やかにお知らせします。

なお、当該選定結果は、指定管理者候補団体の決定を通知するものであり、指定管理者の指定について通知するものではありません。

10. 指定管理者の指定の議決（7月）、指定管理者の指定、協定書の締結

「VI指定管理者の指定及び協定等」を参照してください。

VI 指定管理者の指定及び協定等

1. 議会の議決及び指定管理者の指定

（1）議会の議決

指定管理者の指定については、指定管理者候補団体を令和7年7月日吉津村議会（以下「村議会」という。）に議案を上程し、村議会の議決を経て行う予定です。

村議会の承認が得られなかった場合又は否決された場合には、指定管理者として指定することはできないこととなります。この場合、指定管理者候補団体は、申請に要した費用や指定管理者として準備に要した費用等についての損害賠償を村に請求することはできません。

また、村議会の議決を経るまでの間に、新たに判明した事実により施設の管理を行うことが不適当と認められた場合や申請団体の事情により指定管理者の指定を辞退した場合には、次点指定管理者候補団体を指定管理者として指定するよう村議会に議案を上程します。

なお、指定管理者候補団体の責めに帰すべき事由により村が指定管理者候補団体を指定管理者として指定できず、村に損害を与えた場合、村は指定管理者候補団体に対し、これに係る損害賠償を請求する場合があります。

（2）指定管理者の指定

指定管理者の指定に伴う通知は、指定管理者へ書面にて発送し、お知らせします。また、村ホームページにも掲載します。

2. 指定管理者の指定の取消し

地方自治法の規定により、指定管理者が次に記載する事由に該当する場合、指定管

理者の指定の取消し、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定の取消事由

- ア 正当な理由なく、住民が公の施設の利用をすることを拒否したこと又は不当な差別的取扱いをしたことが明らかとなった場合
- イ 故意又は重大な過失により、施設の管理上知り得た個人情報を書き漏えいした場合
- ウ 破産、解散等の事由により、団体が存続しなくなった場合
- エ 正当な理由なく、村と取り交わす協定書に違反した場合
- オ 村が行う必要な指示に従わなかった場合

(2) 村への損害賠償請求

指定を取り消された場合や管理業務の停止を命じられた場合、指定管理者は村に対し、これに係る損害賠償を請求することはできません。

(3) 指定管理者への損害賠償請求

指定管理者の責めに帰すべき事由により村に損害を与えた場合、村は指定管理者に対し、これに係る損害賠償を請求する場合があります。

3. 協定書の締結

(1) 協定書の締結

指定管理者の指定後、指定管理業務に関連する細目的事項について、村と指定管理者とで協議を行い、協定書を締結します。

(2) 協定書の締結事項

- ア 指定期間に関する事項
- イ 事業計画に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 本村が支払うべき管理費用に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ク その他村長等が別に定める事項

VII 提出書類等

1. 提出書類

申請書類については、A4サイズ（またはA4サイズに折りたたみ可）とし、クリップ、ファイリング等により、取りまとめた上で提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
 - (2) 事業計画書(様式第2号)
 - (3) 収支計画書(様式第3号)
 - (4) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し)
 - (5) 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書
その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
 - (6) 役員名簿
 - (7) 団体の概要に関する書類(パンフレット)
- 上記のうち、提出できないものについては、福祉保健課と協議すること。

2. 書類作成にあたっての留意点

(1) 事業計画書

ア 定員

概ね25名(20名以上35名以内)で定員を設定し、事業計画書を作成してください。

現在の利用者の利用状況など詳しくは別添「令和5年度～令和6年度の利用実績」のとおりです。(令和6年度平均16.4名)

イ 職員体制

南部箕蚊屋広域連合が定める介護保険サービスにおける人員基準を満たすとともに、利用者に対して、正確かつ迅速な対応が図られるものとする内容で作成してください。

ウ 介護保険サービスに関する業務

利用者のニーズに合わせた魅力のある事業を計画、立案し、内容、目的、時期、対象者、効果等の内容を具体的に作成し記入してください。

(2) 収支計画書

ア 利用料金

指定期間中の利用料金は、指定管理者の収入とします。

令和5年度～令和6年度の各施設等の利用者数、利用率については、別添「令和5年度～令和6年度の利用実績」のとおりです。

イ 業務の執行に必要な経費

業務の執行に必要なシステム経費、複写機リース料、消耗品等については、経費に含んで収支予算書を作成してください。

ウ 備品の取扱い

現に施設に備え付けられている備品については、無償で使用できますが、使用に係る経費、修繕費等は指定管理者の負担となります。

また、指定期間中に追加で必要となる備品については、原則として、1件当たり50万円以下の備品は指定管理者が負担するものとします。

エ 修繕費

修繕については、原則として、1 件当たり 5 0 万円以下の修繕を指定管理者が行うものとします。

ただし、1 件当たり 1 0 万円を超える修繕については、村の承認を得てから修繕を行うものとします。詳しくは、資料 5 「リスク分担表」を参照してください。

オ 損害保険

村が加入している損害保険は次のとおりです。ただし、指定管理者の責めに帰す場合には、指定管理者がその損害を負担することとなります。また、事業等の実施に係る損害保険等は指定管理者が加入してください。

3. 提出書類の部数

正本 1 部、副本 2 部（コピー可）

VIII その他留意事項

1. 法令等の遵守

日吉津村デイサービスセンターの管理を行うに当たり、次の法令等を遵守してください。

- ア 地方自治法及び地方自治法施行令ほか行政関連法規
- イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法規
- ウ 日吉津村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例
- エ 日吉津村暴力団排除条例
- オ その他の関係法令

2. 行政手続条例の適用

指定管理者は、日吉津村行政手続条例（平成 8 年条例第 11 号）に規定する「行政庁」に該当しますので、日吉津村デイサービスセンターの利用承認等に当たっては同条例が適用される事項を遵守してください。

3. 個人情報保護及び情報公開について

指定管理者の業務に係る個人情報保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）、協定書の締結による遵守、個人情報保護方針の策定等の措置を適切に講じてください。

4. 文書の管理・保存

指定管理者の業務の実施に伴い作成し、又は受領する文書等は、文書の管理等に関する規程等を定め、適正な管理をしてください。

5. 危機管理について

「日吉津村地域防災計画」等に基づき、次のことに取り組んでください。

- (1) 利用者等の避難のための避難計画を策定し、緊急時には利用者等の安全の確保及び避難誘導を行うことができるための訓練を実施すること。
- (2) 事件・事故の防止及びその対応についての緊急対応マニュアルを作成し、マニュアルのとおり対応できるための訓練を実施すること。
- (3) 業務時間内、時間外を問わず緊急時には速やかに村と指定管理者が相互に連絡ができるよう連絡先等を報告すること。
- (4) 村から要請があった場合には、村と連携した災害訓練等に参加すること。

6. 災害時の協力要請

村では、地域防災計画等に基づき、村の公の施設等を災害時に利用する施設に指定しています。大規模災害時には一体的に使用することがあります。使用する場合には、村は指定管理者に対して業務の変更について協力を要請しますので、要請に応じてください。なお、業務変更に伴う管理費や利用料金の取扱いについては、別に協議となります。

7. リスク分担

リスク分担は、資料6「リスク分担表」のとおりです。ただし、別表に定めのないリスクなど、疑義が生じた場合については、村と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。また、災害等指定管理者の責めによらない事由による施設利用率の減少等への対応については、別に協議することとします。

8. 暴力団等の排除について

村では、村、村民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、及び村民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的として、日吉津村暴力団排除条例（平成25年条例第8号。以下「排除条例」という。）を平成25年4月1日施行しました。

排除条例の趣旨にのっとり対応をしてください。

9. 管理口座の設定及び経理の区分について

日吉津村デイサービスセンターの管理運営に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

また、施設の管理運営業務に係る経理とその他の団体業務に係る経理を区分して管理してください。

10. 指定管理者業務等の引継ぎ

施設利用者の利便性が損なわれないようにするため、指定管理者業務等に関して円滑に進められるよう、指定期間の開始日前から、社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会（前運営者）から業務内容等の引継ぎ等を行います。

なお、準備、引継ぎに要した費用等は、次の指定期間の指定管理者による負担となります。

また、次期の日吉津村デイサービスセンターの指定管理者となる団体への業務内容等の引継ぎについても同様とします。

1 1．日吉津村監査委員等の監査

指定期間中、村の監査委員等が必要と認めるときは、指定管理者に対して帳簿書類等の提出を求め、又は実地に調査をし、監査を行う場合があります。

1 2．公租公課

公租公課は、指定管理者の負担となります。

1 3．雇用確保

指定管理者が、新たに職員を雇用する場合には、現に勤務する日吉津村デイサービス職員のうち希望する者の雇用について配慮してください。

1 4．車両の駐車について

指定管理者の従業員等が通勤で使用する車両については、指定された駐車スペース以外に駐車することはできません。

1 5．研修の実施

指定期間中、南部箕蚊屋広域連合及び村の指定する研修への参加をお願いします。この場合の出席に要する費用は、指定管理者の負担とします。

1 6．指定管理者名等の表示

日吉津村デイサービスセンターが、指定管理者により管理・運営がなされている施設であることについて、施設・案内パンフレット等に表示してください。

1 7．条例等規定事項等の表示

利用料金、利用料金の減免に関する事項、開館時間の延長等の表示など条例及び規則で定められている事項や指定管理者が提案した事項などについて、施設利用者にわかりやすく表示してください。

1 別添資料

資料 1 日吉津村デイサービスセンターの指定管理者を選定するための評価基準

資料 2 備品等一覧

資料 3 配置図・平面図

資料 4 令和 5 年度～令和 6 年度の利用実績

資料 5 令和 5 年度～令和 6 年度の収支の概要

資料 6 リスク分担表

問い合わせ

住所 西伯郡日吉津村大字日吉津 872 番地 15
日吉津村役場 福祉保健課

電話 0859-27-5952 FAX 0859-27-0903

メール fukushihoken@vill.hiezu.lg.jp